限定承認公告

本籍東京都福生市大字熊川一〇〇九番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　後藤　義雄

右被相続人は平成二十五年十一月十六日死亡しその相続人は平成二十六年二月七日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日
神奈川県座間市緑が丘三丁目一八番二二号
限定承認者　後藤　汐里

限定承認公告

本籍岐阜県岐阜市長良東郷町四丁目二〇番地一、最後の住所愛知県名古屋市南区戸部下一丁目三番一八号ニューユウチク一二三号
被相続人　亡　大橋　拓司

右被相続人は平成二十五年七月二十三日死亡し、その相続人は平成二十六年二月三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日
愛知県名古屋市中村区則武一丁目一〇番六号側島ノリタケビル二階弁護士法人名古屋法律事務所
相続財産管理人大橋志保
代理人弁護士　倉知　孝匡

限定承認公告

本籍大阪府大阪市生野区巽東二丁目七番、最後の住所大阪府大阪市生野区中川東一丁目三番三号
被相続人　亡　谷川　東寅

右被相続人は平成二十五年十月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年一月三十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日
大阪府大阪市生野区中川東一丁目三番三号
相続財産管理人　谷川　竜司

限定承認公告

本籍兵庫県加古川市加古川町溝之口三三一番地、最後の住所兵庫県加古川市加古川町溝之口三三三
被相続人　亡　藤原　幸子

右被相続人は平成二十五年十月五日死亡し、その相続人は平成二十六年二月五日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日
大阪市北区西天満六―八―二ヤノシゲビル三階　相続財産管理人藤原千栄子
代理人弁護士　糸島　達三

限定承認公告

本籍広島県呉市吉浦中町一丁目八番地、最後の住所広島県呉市吉浦神賀町四番一七号
被相続人　亡　西井　久登

右被相続人は平成二十五年八月四日死亡し、その相続人は平成二十六年二月三日広島家庭裁判所呉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日
広島県安芸郡府中町千代三番二八号
限定承認者　坂口智恵子

限定承認公告

本籍広島県三原市東町二丁目四一七番地、最後の住所広島県三原市城町二丁目六番五号
被相続人　亡　小林　隆造

右被相続人は平成二十五年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年二月五日広島家庭裁判所尾道支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十四日
広島県三原市皆実四丁目九番二一号
限定承認者　小林　宏

自己株式の取得につき通知公告

当社は、自己株式の取得につき、平成二十六年二月十三日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

一、取得する株式の数　四〇八、〇〇〇株
二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額　金二四五円
三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金九九、九六〇、〇〇〇円
四、株式の譲渡しの申込みの期日　平成二十六年三月十四日

平成二十六年二月十四日
東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号
ヤマト科学株式会社
取締役社長　森川　智

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000338/vfq5/

平成二十六年二月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
マンゴスチン特定目的会社
取締役　松澤　和浩

出資一口の金額の減少公告

当連合会は、平成二十六年二月七日開催の臨時総会において、出資一口の金額を二千円から一千四百円に減少することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当連合会の直近の財産目録及び貸借対照表は、当連合会の主たる事務所に備え置いております。

以上、水産業協同組合法第九十二条において準用する同法第五十三条の規定により公告します。

平成二十六年二月十四日
和歌山市雑賀屋町東ノ丁三〇番地
和歌山県漁業協同組合連合会
代表理事会長　木下　吉雄

訂正公告

平成二十六年二月七日（号外第二十五号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲及び乙の代表取締役「西谷　昭雄」とあるは「濵口　信一」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十六年二月十四日
東京都墨田区向島三丁目三九番九号
（甲）株式会社日伸
代表取締役　濵口　信一
東京都墨田区向島三丁目三九番九号
（乙）株式会社日伸製作所
代表取締役　濵口　信一

訂正公告

平成二十六年二月七日掲載の合併につき株券等提出公告中、代表取締役「西谷　昭雄」とあるは「濵口　信一」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年二月十四日
東京都墨田区向島三丁目三九番九号
株式会社日伸製作所
代表取締役　濵口　信一

訂正公告

平成二十六年一月二十三日（号外第十四号）掲載の中部風力発電株式会社第八期決算公告（枠組）中、「三重県松坂市飯南町上仁柿348番」とあるは「三重県松阪市飯南町上仁柿348番」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年二月十四日

取消公告

平成二十六年一月三十日（号外第十九号）掲載の破産管財人西村幸三に係る配当公告は取消します。

平成二十六年二月十四日
京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル二階
破産管財人　西村　幸三

正誤

ページ	段	行	誤	正
五	上	二三	二十六	三百三

平成二十五年十一月一日（号外第二百三十七号）公布経済産業省令第五十六号（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

平成二十六年一月二十一日農林水産省告示第八十八号（地すべり防止区域を指定する件）
（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
五二	終りから一四		二九一七番	一九一七番

◉号外　二月十四日付第三〇号六四ページ●同日付政府調達第二八号三二ページ●二十五年十二月六日付参会第一三号三二ページ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）